



第1章

計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

介護保険制度は、超高齢社会における介護問題の解決を図るために、要介護者等の自立支援を目指し、社会全体で支援することを目的としています。制度が施行されて11年が経過し、介護保険を利用する人数やサービスの利用量、特に軽度の要支援・要介護者の利用が拡大するなど、制度は着実に浸透してきています。その一方で、拡大し続ける利用に対しては、予防給付による改善効果や給付の適正化、サービスの質に関する問題、要支援認定者から自立と判定された高齢者へのサービス継続性の問題、認知症高齢者に対するケアの問題など、様々な問題も出てきています。

2025年には団塊世代が後期高齢者に到達する時期となり、高齢者人口が急増することにより、それに伴う要介護高齢者及び認知症高齢者の増加が予想されます。これまでのような介護給付サービス等の利用状況が続くと、2012年度に比べて3倍の介護給付総額が試算されており、社会保障制度の維持が難しくなります。そのため、介護予防（生活機能の低下を未然に防止する）施策を通して、要支援・要介護認定者の割合の適性化や、地域住民と協働して認知症高齢者に対応したケアの確立が重要課題となってきます。

このような状況の中で、第5期計画の期間においては、前期計画と同様に2015年（平成27年）の高齢者介護のあるべき姿を念頭に置きながら、長期的な目標を立て、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある高齢社会の構築等を基本的視点として、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する取り組みを、よりいっそう推進することが必要となります。

こうした背景をもとに、佐渡市では介護保険法の基本的理念を踏まえつつ、今までの介護保険事業の実績や地域特性を考慮しながら、「高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画」の策定にあたって、第3期計画（平成18～20年度）で策定した平成26年度の目標に至る最終段階の位置付けとして策定します。

また、平成23年度の改正では、高齢者が地域で自立した生活ができよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケア体制」の実現に向けた取り組みを進めるための法整備や、療養病床の再編成が延長されたため、新潟県が策定する地域ケア体制整備構想における療養病床転換推進計画の改訂内容等を第5期計画に適切に反映させ、サービス利用者の状態にふさわしい介護給付等対象サービスが提供されるよう、適正な移行を進めていきます。さらに、今後、介護が必要になるリスクが高い高齢者に対して、介護予防事業を計画的かつ積極的に推進していきます。また、要介護状態が軽度である方に対しては、介護予防給付サービスを効果的かつ適切に提供します。

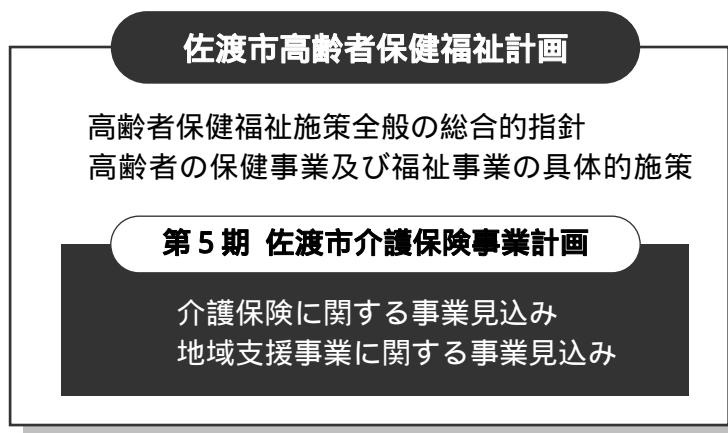
このような考え方に基づき、本市の高齢者の皆さんが、安心・安全で元気に暮らせるような施策を実施していきます。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「佐渡市高齢者保健福祉計画」と「佐渡市介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけられるものです。この両計画の関係について、「佐渡市介護保険事業計画」は「佐渡市高齢者保健福祉計画」の内容と調和を保つとともに、これに包含されるものです。

また、第5期介護保険事業計画（以後「第5期計画」という）は、第3期計画において設定した平成26年度の目標に至る最終段階の位置づけという性格を有します。

図表1-1 計画の位置づけ



1 「佐渡市高齢者保健福祉計画」の位置づけ

本計画は、本市の高齢者保健福祉に関する総合的計画として、本市の特性を踏まえるとともに、「佐渡市総合計画」等の上位計画と調和した計画です。

従来の「老人保健福祉計画」は、平成2年6月の老人福祉法ほか福祉8法の改正により、老人福祉法第20条の8に規定された市町村老人福祉計画、老人保健法第46条の18に規定された市町村老人保健計画、平成9年12月17日に公布された介護保険法第117条に規定された市町村介護保険事業計画を根拠に策定された計画です。

その後において、「老人保健法」は平成20年度から廃止となり、第4期計画から老人福祉法と介護保険法に規定された「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」となりました。

しかしながら、高齢者の保健事業自体は保健事業、健康増進事業、特定健康診査等の3つの事業に移管されており、福祉・介護事業と密接に関連していることから、「佐渡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」という名称で計画の中に盛り込んでいます。

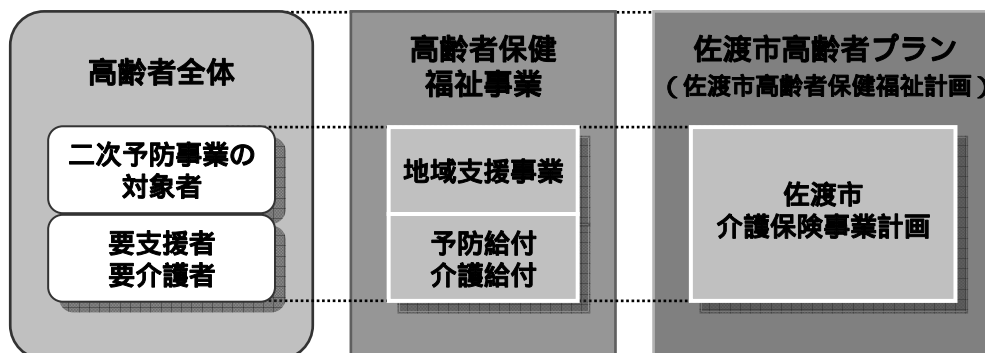
2 「佐渡市介護保険事業計画」の位置づけ

介護保険法では、市町村は基本指針に即して3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする、と規定されています。「佐渡市介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項で定められた市町村介護保険事業計画にあたるものです。

国の基本的な指針として、他の計画との関係においては老人福祉計画と一体のものとして策定され、医療計画、地域福祉計画、都道府県医療費適正化計画、健康増進計画、都道府県住生活基本計画、その他要介護者等の保健、医療又は福祉に関する計画と調和が保たれたものとする必要があります、とうたわれています。

佐渡市介護保険事業計画は、市の総合的な計画である「総合計画」の基本構想の1つである「充実した生活基盤」の中の「地域福祉」にあたり、「佐渡市地域福祉計画」、「健幸さど21計画」、「佐渡市特定健康診査等実施計画」、その他の関連計画との整合性を図るものです。この計画は介護給付等対象サービスや地域支援事業の見込量と、その確保策や事業費を示すとともに、サービス等の円滑な提供を図るための事業や介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施及び介護給付の適正化を確保するための施策を体系的に示すものです。また、第5期計画においては、療養病床の移行が延期されたために関連する事項を修正します。

図表1-2 介護保険事業計画の位置づけ

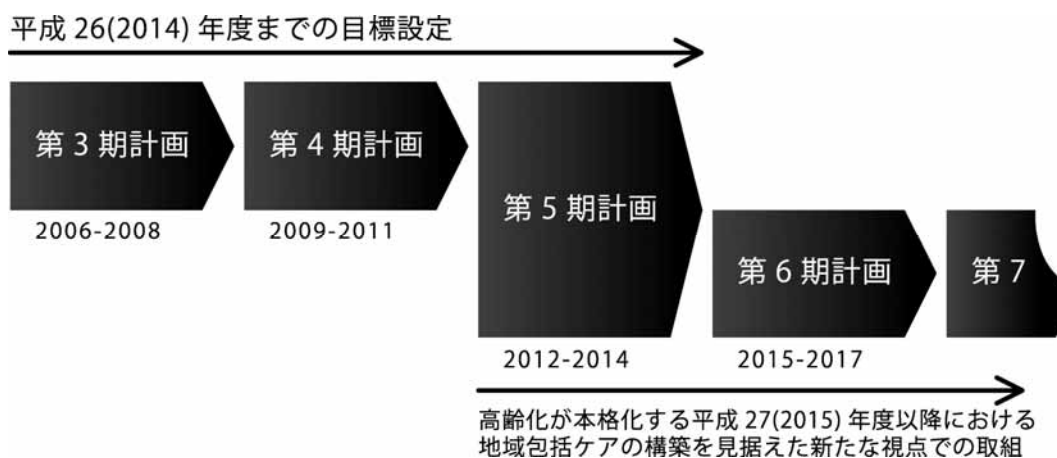


第3節 計画の期間

この計画は、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画と介護保険法に基づく3か年計画としての第5期介護保険事業計画を包含した計画であり、計画期間は平成24年度(2012年度)から平成26年度(2014年度)までの3か年計画です。

なお、介護保険事業計画では、団塊の世代が前期高齢者に達する平成26年度(2014年度)を念頭において第3期計画より長期的な目標を設定したうえで計画を策定しています。

図表1-3 計画期間



第1期・第2期計画は5年を1期として3年ごとに見直す計画でしたが、第3期計画からは3年を1期とする計画に見直されました。第5期計画は、第3期計画において設定した平成26年度の目標に至る最終段階として位置づけられます。

第4節 計画策定の体制

1 行政機関内部の策定体制

行政機関内部の策定体制については、高齢者保健福祉と介護保険担当の課が中心となり、関連する様々な関係部門と密接な連携をとり、計画を策定する体制を確保しています。

2 高齢者等福祉保健審議会の開催

計画の策定や介護保険事業等の運営にあたっては、地域の実情を反映するため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者（第1号及び第2号）、介護サービス事業者等から委員を選定した「佐渡市高齢者等福祉保健審議会」において審議を行っています。

3 県との連携の状況

本計画は老人福祉法及び介護保険法に基づき作成し、新潟県の関連計画との整合性を図りながら、新潟県の意見を聴取したうえで策定しました。

4 市民の参加

計画の策定や変更にあたっては、現に保健・福祉サービスや介護サービスを利用している要支援・要介護認定者等をはじめ、被保険者である市民の意見を反映させるよう、佐渡市高齢者等福祉保健審議会委員における市民代表としての参加、アンケート調査の実施、パブリックコメントの実施などの方法により、参加いただいております。